ORCHESTRA HOLDINGS

証券コード：6533

第13回　定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2022年3月29日(火曜日) 午前10時
午前９時半開場予定
(前回と開催時間が異なりますので、ご注意ください。)

開催場所

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役の報酬額改定の件

目　　次

第13回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 3
(添付書類)
事業報告…… 11
連結計算書類…… 31
計算書類…… 33
監査報告…… 35

株式会社Orchestra Holdings

株 主 各 位

証券コード：6533
2022年３月11日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ Ｈｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役社長 中 村 慶 郎

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席はできるだけ控えていただき、書面によって議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年３月28日（月曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

１．日　　時　2022年3月29日（火曜日）午前10時（午前9時半開場予定）
２．場　　所　東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号　恵比寿ガーデンプレイスタワー５階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室
（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第13期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://orchestra-hd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は行わず、本総会の結果は上記ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、M&Aや新事業領域への成長投資により株主価値の継続的向上を目指すとともに、事業拡大に関する資金需要、経営成績及び財政状態等を総合的に勘案したうえで利益還元策を実施していきたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)　配当財産の種類
　　金銭といたします。
(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき８円
　　配当総額78,367,224円
(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2022年３月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

(2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

(3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新　設）	（附則） （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第１条　定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 2　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 3　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名を増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	なかむら　よしろう 中村 慶郎 （1974年10月22日）	1998年４月　野村證券株式会社入社 1999年４月　モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社入社 2001年３月　バンクオブアメリカNA入社 2005年７月　ロンドン大学経営学修士課程修了 2005年９月　日本ロレアル株式会社入社 2009年６月　当社設立、取締役就任 2011年３月　当社代表取締役就任 2015年６月　当社代表取締役社長CEO就任 2017年６月　株式会社Orchestra Investment代表取締役就任（現任） 2019年４月　当社代表取締役社長就任（現任） 2020年10月　株式会社クラウドアーチ代表取締役就任（現任） 2021年11月　株式会社アールストーン取締役就任（現任）	1,909,400株
	【選任理由】 中村慶郎氏は、当社創業メンバーの一人であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2
再任</td><td>さとう としき
佐藤 亨樹
（1979年３月１日）</td><td>2002年４月　株式会社大広入社
2009年６月　当社設立
2011年２月　当社取締役就任
2015年11月　当社取締役COO就任
2016年３月　当社代表取締役COO就任
2017年６月　株式会社Orchestra Investment代表取締役就任(現任)
2018年12月　株式会社ネクシーズグループ取締役就任（現任）
2019年４月　当社代表取締役就任（現任）
2020年10月　株式会社バルニバービ社外監査役就任（現任）
2021年11月　株式会社アールストーン取締役就任（現任）</td><td>1,909,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
佐藤亨樹氏は、当社創業メンバーの一人であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験を有していることから、当社グループの持続的な企業価値向上を実現するために必要不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3
再任</td><td>すずき けんじ
鈴木 謙司
（1980年11月18日）</td><td>2004年４月　アビームコンサルティング株式会社入社
2006年２月　株式会社サイバーエージェント入社
2011年９月　株式会社ビズスタイル入社
2012年１月　当社入社
2013年１月　当社アカウントエグゼクティブ部門長就任
2013年３月　当社取締役デジタルマーケティング事業担当就任（現任）
2017年７月　株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役社長就任（現任）
2021年11月　株式会社ぱむ取締役就任（現任）
2021年11月　株式会社ピース取締役就任（現任）</td><td>341,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
鈴木謙司氏は、取締役としてデジタルマーケティング事業を牽引し、2017年には当社子会社である株式会社デジタルアイデンティティの代表取締役に就任し、当社グループの成長に大きく貢献して参りました。これらの実績を基に当社の企業価値向上のために適任であると判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4
再任</td><td>五代儀（いよぎ） 直美（なおみ）
（1975年８月26日）</td><td>1998年４月　野村證券株式会社入社
2000年６月　EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社入社
2003年10月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
2007年８月　ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社入社
2014年９月　当社入社　コーポレートマネジメント部門長就任
2014年10月　当社取締役就任
2015年11月　当社取締役CFO就任（現任）
2017年６月　株式会社Orchestra Investment取締役就任（現任）</td><td>140,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由】
五代儀直美氏は、監査法人や外資系金融機関での勤務にて得た経験をもとに、財務会計を中心として経営管理に関する豊富な経験と広い見識を有しております。今後も当社グループの経営管理領域の強化に向けて同氏の知見が必要であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5
再任</td><td>若松（わかまつ） 俊樹（としき）
（1977年９月19日）</td><td>2005年10月　第二東京弁護士会登録
2005年10月　佐藤総合法律事務所入所
2011年６月　株式会社イワキ監査役就任
2016年６月　当社社外取締役就任（現任）
2019年３月　ニューラルポケット株式会社監査役就任（現任）
2019年10月　Saltus法律事務所　代表就任（現任）
2021年４月　ベステラ株式会社社外取締役就任（現任）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【選任理由及び期待される役割の概要】
若松俊樹氏は、弁護士として長年にわたり数多くの上場準備会社に対するアドバイス、新規株式公開に関連する法律事務、上場企業のM&A、一般企業法務及び訴訟等に幅広く従事しております。同氏の高い専門性と経験により、当社の経営体制が強化できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待できる役割は、当社のコーポレートガバナンスの強化への貢献、社外・独立的な立場からの経営への監督であります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 新任	いわい ひろゆき 岩井 裕之 （1971年９月15日）	1995年４月　株式会社星光堂入社 2005年５月　株式会社ネットプロテクションズ入社 2011年１月　かっこ株式会社設立 代表取締役社長（現任）	－
	【選任理由及び期待される役割の概要】 岩井裕之氏は、経営者として長年にわたり経験を積まれており、当社の経営戦略に関して適切なご助言を頂くことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え社外取締役の選任をお願いするものであります。同氏が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待できる役割は、社外の立場からの経営へのアドバイスになります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．若松 俊樹氏および岩井 裕之氏は、社外取締役候補者であります。

３．若松 俊樹氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年９ヵ月となります。

４．当社は、若松 俊樹氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、岩井 裕之氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償金（和解金を含む）、損害賠償請求の解決のために負担すべき防御費用（訴訟費用、弁護士報酬など）、公的機関により被保険者個人が調査を受けた場合の弁護士等に相談する費用等の損害を当該保険契約によって塡補することとしております（ただし、故意による法令違反や詐欺行為の場合の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

６．当社は、若松 俊樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、岩井 裕之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、2016年３月28日開催の第７回定時株主総会において、年額15百万円以内とご承認いただき現在に至っております。その後の当社の事業拡大に加え、株式会社東京証券取引所が実施する市場区分の再編（2022年４月）等に伴い監査役の責務や期待される役割が増大するなか、適切かつ多様な知見を有する人材を確保する必要があること等を勘案し、監査役の報酬額を年額30百万円以内とするものであります。なお、現在の監査役の人数は３名になります。

以上

（添付書類）

事業報告（2021年１月１日から2021年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

技術進展が進むIT分野では、少子高齢化が進む中、今後IT人材不足がますます深刻化し、2030年には約45万人までIT人材の不足規模が拡大するとの推計結果が出ております。（出所:経済産業省委託事業「IT人材需給に関する調査」）

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）のトレンドが進展する中、生産性の向上や業務の効率化を目的にクラウドファースト戦略を実行する企業が増える他、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行によって、「テレワークの導入」「デジタルビジネスの強化」などの喫緊の業務課題を解決するためにパブリッククラウドサービスを活用する企業も増加しております。2021年の国内パブリッククラウドサービス市場規模は前年比20.3%増の１兆5,087億円になると見込まれており、また2020年～2025年の年間平均成長率は18.4％で推移して、2025年の市場規模は2020年比2.3倍の２兆9,134億円になると予測されております。（出所：IDCJapan株式会社「国内パブリッククラウドサービス市場 産業分野別予測、2021年～2025年」）

デジタルマーケティング領域においては、2021年のインターネット広告市場が２兆7,052億円（前年比21.4%増：株式会社電通発表）となり、社会の急速なデジタル化を背景に、インターネット広告費が初めてマスコミ四媒体広告費（2兆4,538億円）を上回るなど、広告のデジタル化の流れは引き続き拡大しております。

このような環境のもと、デジタルトランスフォーメーション事業においては、引き続きクラウドインテグレーション分野の強化を進めるとともに、人材の採用育成による開発体制の拡充を進める等、当社グループにおける成長事業としての確立を推進してまいりました。デジタルマーケティング事業においては、主力サービスである運用型広告を中心に引き続き拡販を進めるとともに、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制を強化してまいりました。その他の事業では、プラットフォーム事業における新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を行うほか、新規事業への成長投資を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は16,640,632千円（前年同期比40.7％増）、営業利益1,262,699千円（前年同期比84.0%増）、経常利益1,286,786千円（前年同期比88.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益757,232千円（前年同期比73.8%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメント別の経営成績をより適切に反映させるため、一部の費用の配賦方法を各セグメントの実態に合った合理的な基準に基づき配賦する方法に変更しております。前連結会計年度のセグメント情報についても、変更後の利益又は損失の算定方法に基づき作成したものを記載しております。

① デジタルトランスフォーメーション事業

当事業においては、事業開始からM&Aを推進し、同時にIT人材の採用を行うことで開発体制の拡充を進めてまいりました。IT利活用の多様化・高度化に伴い拡大するIT需要を取り込み、クラウドインテグレーション、各種Webシステム開発、スマホアプリ開発等の案件受注が順調に拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,104,866千円（前年同期比21.1％増）、セグメント利益（営業利益）は462,234千円（前年同期比45.1％増）となりました。

② デジタルマーケティング事業

当事業においては、インターネット広告市場が堅調に伸長する環境のもと、主力サービスである運用型広告を中心に、既存取引先からの受注額の増額や新規取引先の獲得が順調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は11,926,258千円（前年同期比49.9％増）、セグメント利益（営業利益）は、1,712,702千円（前年同期比66.4％増）となりました。

③ その他

その他の事業においては、「チャットで話せる占いアプリ－ウラーラ」を主力としたプラットフォーム事業や、タレントマネジメントシステム「スキルナビ」の開発・販売、新規事業等に取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は696,799千円（前年同期比40.3％増）となりました。また、当連結会計年度におけるセグメント損失（営業損失）は、21,805千円（前年同期は20,207千円の損失）となりました。

2．重要な組織再編等の状況

当社の子会社である株式会社デジタルアイデンティティは、2021年10月15日付で株式会社ぱむの株式を取得し、同社および同社の子会社である株式会社アールストーンを完全子会社といたしました。

3．財産及び損益の状況

(1)　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2018年12月期)	第 11 期 (2019年12月期)	第 12 期 (2020年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売　　上　　高（百万円）	7,255	9,339	11,825	16,640
経　常　利　益（百万円）	455	534	683	1,286
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	326	274	435	757
1株当たり当期純利益　（円）	38.45	31.63	47.29	77.33
総　　資　　産（百万円）	2,702	3,762	4,689	10,560
純　　資　　産（百万円）	1,111	1,349	1,885	4,945
1株当たり純資産額　（円）	128.77	147.79	186.23	440.50

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3．当社は、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分		第10期 (2018年12月期)	第11期 (2019年12月期)	第12期 (2020年12月期)	第13期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高	(百万円)	404	441	618	1,313
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	6	0	△28	467
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	0	△9	△72	2,067
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	0.05	△1.11	△7.83	211.14
総資産	(百万円)	1,536	2,531	3,563	4,046
純資産	(百万円)	672	628	537	2,664
1株当たり純資産額	(円)	77.93	68.66	54.94	272.03

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しており、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 当社は、2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

４．対処すべき課題

⑴ デジタルトランスフォーメーション事業

① 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はＩｏＴ（注１）やＶＲ（注２）の進展、ＡＩ（人工知能）の活用等により、テクノロジーの進化が進んでおります。

このような事業環境のもとで、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

（注）１．ＩｏＴとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。

２．ＶＲとは、Virtual Realityの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

⑵ デジタルマーケティング事業

① マーケティング支援体制の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計してまいりました。今後も、MA/CRM支援を含むマーケティング全体の最適化を支援する体制をさらに強化するとともに、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進してまいります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

我が国の広告支出においては、2020年のインターネット広告市場が２兆2,290億円（前年比5.9%増：株式会社電通発表）となり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による一時的な広告出稿の手控え等があったものの、他メディアよりも早く回復基調となることで、市場は拡大を続けております。またインターネット広告市場のうち、当社グループの主力サービスである運用型広告市場についても１兆4,558億円（前年比9.7%増：株式会社電通発表）とコロナ禍においても伸長を続けております。

このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させてまいります。

⑶ 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、当社グループにおいても、海外市場への対応が必要であると認識しております。かかる課題に対して、当社グループでは市場調査等を引き続き進め、海外における事業体制の強化等を検討しております。なお、デジタルトランスフォーメーション事業においては、当社子会社の株式会社Sharing Innovationsが、ベトナム社会主義共和国にシステム開発を行う子会社を１社有しております。

⑷ 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進してまいります。

⑸ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進してまいります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めてまいります。

5．主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業内容	主なサービス
デジタルトランスフォーメーション事業	クラウドインテグレーション、WEBシステム開発、アプリ開発
デジタルマーケティング事業	運用型広告、ＳＥＯコンサルティング、クリエイティブサービス
その他	プラットフォーム事業、タレントマネジメントシステム、新規事業等

6．主要な事業所及び使用人の状況（2021年12月31日現在）

⑴ 主要な事業所

① 当社

本社：東京都渋谷区

② 子会社

株式会社デジタルアイデンティティ
（本社：東京都渋谷区、支社：九州支社（福岡県福岡市）、大阪支社（大阪府大阪市）、北海道支社（北海道札幌市））
株式会社Sharing Innovations
（本社：東京都渋谷区、支社：福岡オフィス（福岡県福岡市）、大分オフィス（大分県大分市）、広島オフィス（広島県広島市））
株式会社Orchestra Investment（本社：東京都渋谷区）
株式会社ワン・オー・ワン（本社：東京都渋谷区）
株式会社Concerto Partners（本社：東京都渋谷区）
株式会社クラウドアーチ（本社：東京都渋谷区）
株式会社ぱむ（本社：東京都豊島区）
株式会社アールストーン（本社：東京都豊島区）

⑵ 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルトランスフォーメーション事業	270名	48名増
デジタルマーケティング事業	226名	103名増
その他	35名	20名増
全社（共通）	27名	13名増
合計	558名	184名増

（注）1．使用人数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者は当連結会計年度の平均人数が使用人数の10%に満たないため、記載を省略しております。
2．全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門の使用人であります。
3．使用人数が前連結会計年度末と比べて184名増加しましたのは、当社の子会社である株式会社デ

ジタルアイデンティティが、2021年10月15日付で株式会社ぱむの株式を取得し、完全子会社化したこと及び業容の拡大に伴い採用が増加したためであります。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
12名	2名減	32.7歳	1.7年

7．重要な親会社及び子会社の状況

⑴ 親会社の状況

該当事項はありません。

⑵ 重要な子会社の状況

名称	住所	資本金または出資金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合（%）
株式会社デジタルアイデンティティ	東京都渋谷区	110	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社Sharing Innovations	東京都渋谷区	436	デジタルトランスフォーメーション事業、プラットフォーム事業	70.5
株式会社Orchestra Investment	東京都渋谷区	47	投資事業	100.0
株式会社ワン・オー・ワン	東京都渋谷区	91	タレントマネジメントシステムの開発、販売	100.0
株式会社Concerto Partners	東京都渋谷区	16	M&Aプラットフォーム事業	100.0
株式会社クラウドアーチ	東京都渋谷区	50	クラウド型コンタクトセンターに関する開発、設計、構築、運用	60.0
株式会社ぱむ	東京都豊島区	30	デジタルマーケティング事業	100.0
株式会社アールストーン	東京都豊島区	20	人材紹介事業	100.0

（注）1．議決権比率には子会社による間接所有を含んでおります。

2．株式会社Sharing Innovationsは、2021年３月24日に、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。株式上場に際し、当社は同社の株式の一部を売出し、また同社は新株発行により資金調達をいたしました。

3．株式会社ワン・オー・ワンは、2021年８月30日付で増資を行い、資本金が増加しております。

4．株式会社デジタルアイデンティティは、2021年10月15日付で株式会社ぱむの株式を取得し、同社および同社の子会社である株式会社アールストーンを完全子会社としております。

5．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

8．主要な借入先及び借入額（2021年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	735,476千円
株式会社日本政策金融公庫	350,000千円
株式会社りそな銀行	142,508千円
株式会社商工組合中央金庫	115,000千円
株式会社三井住友銀行	86,306千円

9．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　31,000,000株
② 発行済株式の総数　9,796,000株
（注）ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は6,400株増加しております。
③ 当事業年度末の株主数　5,271名
④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
中村慶郎	1,909,400株	19.49%
佐藤亨樹	1,909,400株	19.49%
慶キャピタル株式会社	775,200株	7.91%
ＴＳＫ　ｃａｐｉｔａｌ株式会社	775,200株	7.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	451,400株	4.61%
脇山季秋	400,000株	4.08%
鈴木謙司	341,000株	3.48%
蔭山恭一	180,000株	1.84%
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	176,000株	1.80%
五代儀直美	140,000株	1.43%

（注）持株比率は自己株式（97株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

1．当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第３回新株予約権
新株予約権の数	2,242個
保有人数 当社取締役（社外取締役を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　224,200株
新株予約権の発行価額	新株予約権１個当たり7円
権利行使時１株当たりの行使価額	866円
新株予約権の行使期間	自　2020年４月１日 至　2024年３月31日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注）新株予約権の主な行使条件

① 2019年12月期から2022年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益の額が10億円を超過した場合：割当を受けた本新株予約権の50％。
割当日から本新株予約権の権利行使期間が満了するまでの期間のいずれかの時点において、金融商品取引所における当社の時価総額が250億円を超過し、かつ、上記の条件も充足されている場合（その前後を問わない。）：割当を受けた新株予約権の100％

② 新株予約権は、発行時に割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」という）において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③ 新株予約権行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

2．当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

記載すべき重要な事項はありません。

3．その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1．取締役及び監査役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村慶郎		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社クラウドアーチ代表取締役、株式会社アールストーン取締役
代表取締役	佐藤亨樹		株式会社Orchestra Investment代表取締役、株式会社ネクシーズグループ取締役、株式会社バルニバービ社外監査役、株式会社アールストーン取締役
取締役	鈴木謙司	デジタルマーケティング事業担当	株式会社デジタルアイデンティティ代表取締役、株式会社ぱむ取締役、株式会社ピース取締役
取締役CFO	五代儀直美		株式会社Orchestra Investment取締役
取締役	若松俊樹		Saltus法律事務所代表、ニューラルポケット株式会社監査役、ベステラ株式会社社外取締役
常勤監査役	中島由紀子		株式会社デジタルアイデンティティ監査役、株式会社ワン・オー・ワン監査役、中島公認会計士事務所代表、株式会社スタジオアタオ社外取締役
監査役	杉浦直樹		株式会社アセットプライム代表取締役、税理士法人アセットプライム代表社員、杉浦公認会計士事務所代表
監査役	岩波竜太郎		岩波公認会計士事務所代表、アイプラスアドバイザリー株式会社代表取締役

（注）1．取締役若松俊樹氏は、社外取締役であります。
2．取締役若松俊樹氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、社外監査役であります。
4．監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役若松俊樹氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6．取締役若松俊樹氏、監査役中島由紀子氏、杉浦直樹氏及び岩波竜太郎氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

2．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としています。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員などの地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用などを補償することとしています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害などは補償対象外とすることにより、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4．取締役及び監査役の報酬等

（1）役員報酬等の内容の決定に関する方針等

①取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年３月28日開催の第７回定時株主総会において年額５億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、６名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年３月28日開催の第７回定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名です。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ア．取締役の個人別の報酬等(業績連動報酬等または非金銭報酬等のいずれでもない報酬等に限り、以下「基本報酬」という。)の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

イ．業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、業績連動報酬等を設ける場合には、当該業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

ウ．非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、現時点においては設けないものとする。なお、非金銭報酬等を設ける場合には、当該非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

エ．基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類別の割合については具体的な割合を予め定めないものとします。

オ．取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

上記アからウに記載のとおりであります。なお、業績連動報酬等または非金銭報酬等を新たに設ける場合には、当該業績連動報酬等または非金銭報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を取締役会において別途決議します。

カ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長が報酬等の決定に関する全部の事項を委任されるものとします。委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

（2）当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区　分	対象となる役員の員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 （うち社外取締役）	5人 （1人）	231,661千円 （3,000千円）	125,400千円 (3,000千円)	－ （－）	106,261千円 （－）
監査役	3人	12,600千円	12,600千円	－	－
計	8人	244,261千円	138,000千円	－	106,261千円

（注）1．監査役については全員が社外監査役であるため、内数は記載しておりません。

2．非金銭報酬は、取締役（社外取締役を除く。）４名に対して株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る報酬のうち、当事業年度中において費用計上した額を記載しております。

5. 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取締役	若　松　俊　樹	当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席しております。弁護士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、当社のコーポレートガバナンス強化への貢献や、社外・独立的な立場からの経営への監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役	中　島　由紀子	当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	杉　浦　直　樹	当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。
監査役	岩　波　竜太郎	当事業年度開催の取締役会23回、監査役会12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において当社の経理・コンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。また、監査役会において、内部監査やコンプライアンス体制などについて適宜必要な発言を行っております。

6. 社外役員の報酬等の総額

	支　給　人　数	報　酬　等　の　額
社外役員の報酬等の総額等	4人	15,600千円

7. 記載内容についての社外役員の意見

記載すべき重要な事項はありません。

5 会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	58,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備しております。なお、当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として、以下の内容を取締役会において決議しております。

① 当社並びに子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。

(b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督する。

(c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図る。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容には適時適切に対応する。

(d) 当社は、内部監査室を通して、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

(e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組むものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

④　当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)　当社は、定例取締役会を毎月１回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(b)　日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑤　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制

(a)　当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定める。

(b)　当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行う。

(c)　当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させる。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(a)　監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する。

(b)　当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役の同意を得るものとする。ただし、監査役を補助する使用人を兼務する使用人は、監査役による指示業務を優先して従事するものとする。

⑦　監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)　当社グループの取締役及び使用人は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

(b)　監査役への報告・情報提供は以下のとおりとする。

・重要な機関決定事項
・経営状況のうち重要な事項
・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
・重大な法令・定款違反
・内部通報窓口その他への相談、通報状況等
・その他、重要事項

監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる前払いまたは債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理する。

⑨　その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

(a)　当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門及びグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。

(b)　当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げないものとする。

(c)　監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制を準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年１月１日から2021年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(a)　主な会議開催状況として、取締役会は23回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保しました。その他、監査役会を12回開催いたしました。

(b)　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(c)　内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

7 株式会社の状況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

＜備考＞

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2021年12月31日　現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	7,856,615
現金及び預金	4,958,380
受取手形及び売掛金	2,528,114
仕掛品	26,445
預け金	185,049
その他	158,625
固定資産	2,704,362
有形固定資産	619,624
建物	209,589
土地	387,971
工具、器具及び備品	22,063
無形固定資産	1,148,375
のれん	1,139,962
その他	8,412
投資その他の資産	936,362
投資有価証券	583,687
繰延税金資産	93,479
その他	259,195
資産合計	10,560,977

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	4,260,793
買掛金	1,876,559
1年内返済予定の長期借入金	309,239
未払法人税等	1,149,647
未払消費税等	279,957
賞与引当金	58,986
その他	586,403
固定負債	1,354,328
長期借入金	1,224,915
その他	129,413
負債合計	5,615,122
（純資産の部）	
株主資本	4,100,567
資本金	194,637
資本剰余金	1,790,404
利益剰余金	2,115,627
自己株式	△102
その他の包括利益累計額	214,560
その他有価証券評価差額金	214,892
為替換算調整勘定	△332
新株予約権	154,486
非支配株主持分	476,240
純資産合計	4,945,855
負債・純資産合計	10,560,977

連結損益計算書

（自2021年1月1日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		16,640,632
売上原価		12,757,126
売上総利益		3,883,506
販売費及び一般管理費		2,620,807
営業利益		1,262,699
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,325	
補助金収入	9,762	
不動産賃貸料	6,022	
債務勘定整理益	6,665	
その他	4,350	31,125
営業外費用		
支払利息	2,641	
支払手数料	2,510	
減価償却費	1,717	
その他	168	7,038
経常利益		1,286,786
特別利益		
投資有価証券売却益	36,077	36,077
特別損失		
投資有価証券評価損	4,998	4,998
税金等調整前当期純利益		1,317,865
法人税、住民税及び事業税	567,062	
法人税等調整額	△47,787	519,274
当期純利益		798,590
非支配株主に帰属する当期純利益		41,357
親会社株主に帰属する当期純利益		757,232

貸借対照表

（2021年12月31日　現在）

（単位：千円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	2,288,236
現金及び預金	1,896,196
売掛金	119,195
前払費用	23,170
関係会社短期貸付金	264,380
貸倒引当金	△32,111
その他	17,404
固定資産	1,758,684
有形固定資産	78,312
建物	59,219
工具、器具及び備品	19,092
無形固定資産	5,523
ソフトウエア	5,523
投資その他の資産	1,674,849
関係会社株式	1,446,233
繰延税金資産	42,782
その他	185,833
資産合計	4,046,921

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	1,081,129
1年内返済予定の長期借入金	241,660
未払金	25,674
未払費用	23,769
未払配当金	401
未払消費税等	32,584
未払法人税等	741,764
預り金	10,775
賞与引当金	4,500
固定負債	301,009
長期借入金	296,440
関係会社事業損失引当金	4,569
負債合計	1,382,139
（純資産の部）	
株主資本	2,511,608
資本金	194,637
資本剰余金	121,892
資本準備金	121,892
利益剰余金	2,195,182
その他利益剰余金	2,195,182
繰越利益剰余金	2,195,182
自己株式	△102
新株予約権	153,173
純資産合計	2,664,782
負債・純資産合計	4,046,921

損 益 計 算 書

（自2021年１月１日　至2021年12月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		1,313,478
営業費用		842,254
営業利益		471,224
営業外収益		
受取利息	1,667	
補助金収入	1,986	
債務勘定整理益	4,455	
その他	311	8,420
営業外費用		
支払利息	10,598	
支払手数料	1,808	
その他	137	12,544
経常利益		467,099
特別利益		
関係会社株式売却益	2,372,179	2,372,179
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	60	60
税引前当期純利益		2,839,218
法人税、住民税及び事業税	811,405	
法人税等調整額	△39,830	771,575
当期純利益		2,067,643

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月22日

株式会社Orchestra Holdings
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	根　津　美　香
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	八　幡　正　博

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Orchestra Holdings及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年２月22日

株式会社Orchestra Holdings
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　根　津　美　香

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　八　幡　正　博

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社Orchestra Holdingsの２０２１年１月１日から２０２１年１２月３１日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月24日

株式会社Orchestra Holdings　監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	中　島　由　紀　子	㊞
監　査　役 (社外監査役)	杉　浦　直　樹	㊞
監　査　役 (社外監査役)	岩　波　竜太郎	㊞

以　上

メ　モ

定時株主総会会場ご案内図

会　場

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号 恵比寿ガーデンプレイスタワー５階
株式会社Orchestra Holdings 本社会議室

交　通

●ＪＲ山手線・埼京線 恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約５分
●東京メトロ日比谷線 恵比寿駅１番出口から
正面のエスカレーターに乗り、ＪＲ恵比寿駅東口から
恵比寿スカイウォークで徒歩約10分

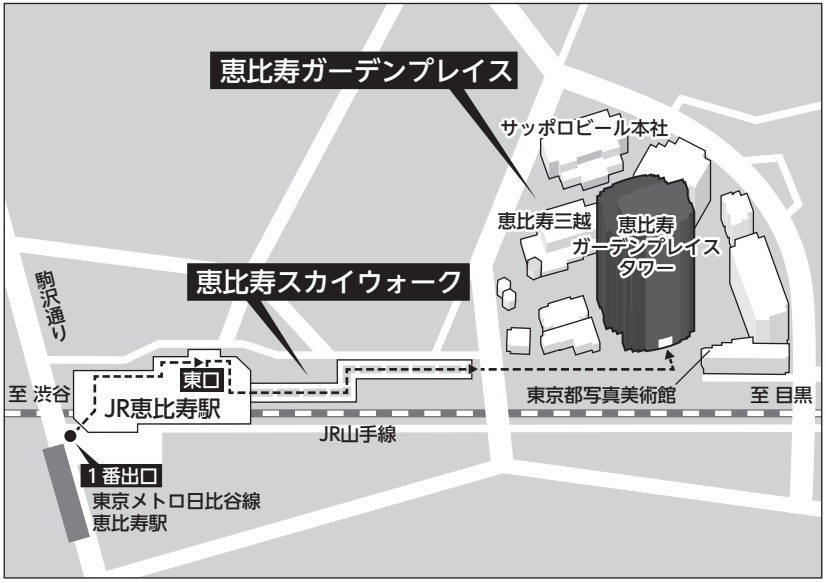

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。